

◎新潟県告示第632号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

平成27年4月10日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	信濃川右岸 緑地物揚場	新潟県新潟市中央区 万代3丁目地内	延長 102.9m
			面積 690.13 m ²
			エプロン幅 7.0m
			水深 2.5m